

第26期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年3月29日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

場所 ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム



郵送およびインターネット等による
議決権行使期限



平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
添付書類	
事業報告	9
連結計算書類	28
計算書類	39
監査報告書	48

証券コード：7613
平成30年3月8日

株 主 各 位

大阪府中央区備後町1丁目4番9号
シークス株式会社
代表取締役会長 村井史郎

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪府中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、別添（3頁から4頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.siix.co.jp/>) において掲載することにより、お知らせいたします。
 - ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取り扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株につき普通株式金26円といたしたいと存じます。
(配当総額 640,329,820円)
これにより、昨年9月にお支払いした1株につき26円の間配当金と合わせまして、年間配当金は1株につき52円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条（任期）につき所要の変更を行うものであります。平成29年3月30日開催の第25期定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするために附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により行うことができるよう、変更案第29条（剰余金の配当等の決定機関）および第30条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、これにともない新設条文の一部と内容が重複する現行定款第29条（剰余金の配当）、第30条（自己株式の取得）を削るとともに、現行定款第31条（配当金等の除斥期間）について所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第19条の規定にかかわらず、平成29年3月30日開催の第25期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成31年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該期日経過後、これを削除する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>②前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算 (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第29条 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第30条 配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>②中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(配当金等の除斥期間) 第31条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金等の除斥期間) 第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 富山浩司氏は本株主総会終結の時をもって、辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※ てじま いづみ 手島 泉 (昭和31年7月1日生)	昭和55年4月 (株)阪田商会(現サカティンクス(株))入社 平成21年5月 同社新聞事業部大阪営業部長 平成23年6月 同社内部監査室長 平成26年2月 同社国際部担当役員付 平成27年6月 同社理事(現任)、国際部付上海駐在 平成30年3月 同社常勤監査役(予定) [重要な兼職の状況] サカティンクス株式会社 常勤監査役(予定)	0株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 上記候補者は補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残任期間となります。
3. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 候補者手島泉氏は、海外駐在を通じて豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者手島泉氏が選任された場合、当社定款の規定にもとづき、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額といたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年1月1日)
(至 平成29年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、雇用・所得環境の改善や個人消費の拡大を背景に、景気は順調に回復を続けました。欧州では、失業率の低下や輸出の増加を受け、景気は底堅く推移しております。アジアにおいて、中国では各種政策効果もあり、景気の持ち直しの動きが見られ、その他アジアにおいても緩やかな回復が続きました。日本では、企業収益が改善するなか、個人消費も緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、売上高は2,331億5千3百万円と前連結会計年度に比べ203億8千4百万円の増加(9.6%増)となりました。利益面では、営業利益は97億5百万円と前連結会計年度に比べ5億7千1百万円の増加(6.3%増)となり、経常利益は105億1千3百万円と前連結会計年度に比べ13億6千6百万円の増加(14.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は70億9千3百万円となり、前連結会計年度に比べ3億9千4百万円の増加(5.9%増)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。

なお、本文中の「セグメント利益」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

(電子(日本))

車載関連機器用部材や産業機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は724億2千万円と前連結会計年度に比べて49億8千5百万円の増加(7.4%増)となりました。セグメント利益は26億1千5百万円と前連結会計年度に比べて5億7千7百万円の増加(28.3%増)となりました。

(電子(アジア))

車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は1,738億6千8百万円と前連結会計年度に比べて165億6千1百万円の増加(10.5%増)となりました。セグメント利益は57億5千9百万円と前連結会計年度に比べて1億8千5百万円の増加(3.3%増)となりました。

(電子(欧州))

車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は121億2千4百万円と前連結会計年度に比べて36億1千7百万円の増加(42.5%増)となりました。セグメント利益は3億6千1百万円と前連結会計年度に比べて1千9百万円の増加(5.7%増)となりました。

(電子(米州))

車載関連機器用部材の出荷が増加したことにより、当セグメントの売上高は512億5千6百万円と前連結会計年度に比べて84億3千6百万円の増加(19.7%増)となりました。利益面では、メキシコ工場第2棟の本格稼働に向けた先行投資により発生した費用等により、セグメント利益は25億8千2百万円と前連結会計年度に比べて2億1千5百万円の減少(7.7%減)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は61億6千7百万円であります。

有形固定資産への投資額は55億5千7百万円で、その主なものは電子（アジア）に属する海外生産拠点SIIX EMS（Shanghai）Co., Ltd.における建物および機械設備投資等21億1千5百万円であります。

無形固定資産への投資額は6億1千万円で、その主なものは当社グループ基幹システムに係るソフトウェア投資等3億9千5百万円であります。

当連結会計年度における必要資金は、自己資金および借入金等により充当いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	第23期 平成26年12月	第24期 平成27年12月	第25期 平成28年12月	第26期 平成29年12月 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	209,755	235,035	212,768	233,153
経 常 利 益(百万円)	6,460	9,002	9,146	10,513
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,131	6,717	6,698	7,093
1株当たり当期純利益	175円06銭	275円87銭	267円62銭	288円02銭
総 資 産(百万円)	103,429	109,957	109,695	130,526
純 資 産(百万円)	41,497	49,739	51,573	57,609

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況（平成29年12月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 53,704	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 251,344	91.82 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H.K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Bangkok Co., Ltd.	千バーツ 30,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 309,100	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 8,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	千U.S.ドル 9,000	55.00 %	プラスチック成形および 金型製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX U.S.A. Corp.	千U.S.ドル 20,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 14,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の 販売
シークスエレクトロニクス株式会社	百万円 290	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. は SIIX H.K. Ltd. が、PT SIIX Electronics Indonesia および PT. SIIX EMS INDONESIA は SIIX Singapore Pte. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. は SIIX Phils., Inc.がそれぞれ所有するものであります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

③ 企業結合の状況

当社は、当連結会計年度において重要性が増したため、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.を連結の範囲に含めております。当社の連結子会社は①に記載した19社、持分法適用会社は②に記載した1社となっております。なお、当連結会計年度の連結売上高は2,331億5千3百万円（前連結会計年度比9.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億9千3百万円（前連結会計年度比5.9%増）であります。

④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

企業のグローバル展開が進行する中、適地調達、適地生産、適地販売の重要性が益々重要となってきております。当社はこのような顧客企業のニーズに確実に応えるため、以下のような課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
電 子(日 本) 電 子(ア ジ ア) 電 子(欧 州) 電 子(米 州)	下記分野における完成品・組立品・基板実装品・部品単体・キット・金型・成形品等 通信機器（携帯電話基地局等）、車載関連機器（カーオーディオ・メーター・フロントパネル・各種スイッチ・エクステリア・モーター・ECU・準ミリ波レーダー等）、 情報機器（スキャナー・プリンター等）、家庭電気機器（デジタル家電・エアコン・ 音響機器・健康器具・知育玩具等）、産業機器（パワーツール用エンジン点火装置・ 業務用AV機器・業務用エアコン・医療機器等）、一般電子部品など
そ の 他	ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、印刷インキ、化粧品、雑貨など

(6) 主要な販売拠点および生産拠点（平成29年12月31日現在）

国内販売拠点 当社本社（大阪府大阪市）、東京本社（東京都千代田区）、名古屋営業部（愛知県名古屋市）

国内生産拠点 シークスエレクトロニクス株式会社（神奈川県相模原市）

海外販売拠点 SIIX (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX H.K. Ltd. (香港)、SIIX TWN Co., Ltd. (台湾)、SIIX Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)、SIIX Bangkok Co., Ltd. (タイ)、SIIX Phils., Inc. (フィリピン)、SIIX Logistics Phils, Inc. (フィリピン)、SIIX Europe GmbH (ドイツ)、SIIX U.S.A. Corp. (アメリカ)

海外生産拠点 SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. (中国)、SIIX HUBEI Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. (中国)、SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)、SIIX EMS PHILIPPINES, INC. (フィリピン)、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. (フィリピン)、PT SIIX Electronics Indonesia (インドネシア)、PT. SIIX EMS INDONESIA (インドネシア)、SIIX EMS Slovakia s.r.o. (スロバキア)、SIIX Hungary Kft. (ハンガリー)、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V (メキシコ)

(7) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,659名	839名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
177名	1名増	36.1歳	7.7年

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	8,311
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,399
株式会社りそな銀行	3,200
株式会社みずほ銀行	1,989

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,200,000株（自己株式 571,930株を含む。）
- ③ 株主数 4,448名（前期末比 648名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数 株	持 株 比 率 %
サカタクソクス株式会社	5,406,000	21.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,306,200	9.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,828,700	7.43
有限会社フォーティ・シックス	1,100,000	4.47
株式会社りそな銀行	1,085,400	4.41
株式会社三井住友銀行	1,080,000	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,054,200	4.28
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578	892,200	3.62
村 井 史 郎	700,000	2.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	361,400	1.47

(注) 持株比率は、自己株式（571,930株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項（平成29年12月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株 予約権の 数	新株予約権 の目的とな る株式の種 類および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	保有者数
2017年度株式 報酬型新株予約 権（平成29年6 月6日）	2,823個	当社普通株式 2,823株	1株当たり 1円	平成29年6月 7日～平成59 年6月6日	(注)	取締役 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員および従業員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものと定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株 予約権の 数	新株予約権 の目的とな る株式の種 類および数	行使時の 払込金額	行使期間	新株予約権 の主な行使 条件	交付された者の 人数
2017年度株式 報酬型新株予約 権（平成29年6 月6日）	6,168個	当社普通株式 6,168株	1株当たり 1円	平成29年6月 7日～平成59 年6月6日	(注)	当社使用人 30名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日以降、当社の執行役員および従業員の地位にもとづき割当てを受けた新株予約権については、当社の従業員としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものと定めております。
2. その他権利行使の条件および細目については、当社と権利付与者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年6月23日開催の取締役会決議にもとづき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

決議年月日	平成27年6月23日
新株予約権の数(個)	5,995
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,491,033
新株予約権の行使時の払込金額(円)	無償
新株予約権の行使期間	平成27年8月3日から平成32年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	4,020.7円(当初4,023円) (転換価額は一定の条件の下、修正または調整される。)
新株予約権付社債の残高	5,995百万円

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役社長 執行役員	桔 梗 芳 人	
取 締 役 執行役員	岡 田 雅 夫	大阪営業部長兼名古屋営業部長兼資材統括部担当兼台湾担当兼インドネシア地域担当兼PT. SIIX EMS INDONESIA 担当兼PT. SIIX Trading Indonesia担当
取 締 役	高 谷 晋 介	高谷晋介公認会計士事務所 代表 フジ住宅株式会社 社外監査役
取 締 役	大 森 進	U B S 証券株式会社 常勤監査役 U B S アセット・マネジメント株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	友 田 雅 之	
監 査 役	富 山 浩 司	サカティンクス株式会社 常勤監査役
監 査 役	石 橋 正 紀	税理士法人石橋会計事務所 所長 株式会社京都銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏および大森進氏は社外取締役であります。
2. 監査役富山浩司氏および石橋正紀氏は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 平成29年3月30日開催の第25期定時株主総会において、新たに大森進氏が取締役に、友田雅之氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成29年3月30日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、監査役東尾茂郷氏が辞任いたしました。
4. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役高谷晋介氏、大森進氏および監査役石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役3名および取締役を兼務していない執行役員18名、計21名で構成されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとしております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	250百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	22百万円 (7百万円)
合 計	9名	272百万円

- (注) 1. 平成29年3月30日開催の株主総会決議による取締役の報酬等限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）であります。なお、取締役の報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 平成20年3月28日開催の株主総会決議による監査役の報酬等限度額は、年額50百万円以内であります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
4. 上記の報酬等の他に、当社の連結子会社SIIIX Singapore Pte. Ltd.より取締役1名に対して支払われた報酬が4百万円あります。
5. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に辞任した監査役が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、高谷晋介公認会計士事務所の代表およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役大森進氏は、UBS証券株式会社の常勤監査役およびUBSアセット・マネジメント株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役富山浩司氏は、その他の関係会社であるサカティンクス株式会社の常勤監査役を兼務しております。

社外監査役石橋正紀氏は、税理士法人石橋会計事務所の所長および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 谷 晋 介	当事業年度の取締役会には、16回中15回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
	大 森 進	昨年3月の就任後の取締役会には、13回中13回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	富 山 浩 司	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、17回中17回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石 橋 正 紀	当事業年度の取締役会には、16回中15回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、17回中16回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

47百万円

2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。
なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたします。

(6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

【内部統制システムについて】

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念“SIIX Principles”の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
 2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程にもとづいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、経営企画部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
 3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
 4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程にもとづき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
平成28年2月22日に規程を改定し、窓口をコンプライアンス担当役員から社外取締役及び常勤監査役に変更し、通報の実効性を高めている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」にもとづき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
 2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令にもとづくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存および管理を行う。

3. 文書・情報は取締役、監査役および会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 「シークスグループ リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針およびリスク管理体制を明らかにする。
 2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
 3. 上記の「伺書手続規程」および「関係会社管理規程」に定める要承認事項および「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程にもとづきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
 4. 「シークスグループ 危機管理規程」にもとづき、当社ならびに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針にもとづき業務を分担して執行する体制とする。
 2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門および各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
 3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認および案件協議等を行う。
 4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項および報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
 2. 当社グループの事業領域または地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。

3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議および情報の共有化を行う。
4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
 2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 1. 当社および子会社の取締役および使用人は当社の監査役および監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
 2. 当社および子会社の取締役および使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
 3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
 4. 当社の監査室は、当社各部門および子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと思われる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」にもとづき、当社グループの全社統制および業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社および子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
 1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
 2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
 3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

(7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。

- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため下記を行っております。
1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
 2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
 3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	96,477	流 動 負 債	56,549
現金及び預金	10,645	買掛金	33,988
受取手形及び売掛金	47,131	短期借入金	13,383
商品及び製品	23,599	未払費用	2,731
仕掛品	1,456	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	9,375	未払法人税	1,438
繰延税金資産	540	その他	5,006
その他	3,770	固 定 負 債	16,367
貸倒引当金	△41	新株予約権付社債	5,995
固 定 資 産	34,048	長期借入金	5,819
有 形 固 定 資 産	19,835	退職給付に係る負債	516
建物及び構築物	8,003	繰延税金負債	3,611
機械装置及び運搬具	7,964	その他	425
工具、器具及び備品	778	負 債 合 計	72,916
土地	2,550	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	539	株 主 資 本	52,244
無 形 固 定 資 産	929	資本金	2,144
ソフトウェア	552	資本剰余金	5,625
その他	376	利益剰余金	46,498
投資その他の資産	13,283	自己株式	△2,023
投資有価証券	2,568	その他の包括利益累計額	5,008
出資金	7,659	その他有価証券評価差額金	555
長期貸付金	60	繰延ヘッジ損益	11
退職給付に係る資産	239	為替換算調整勘定	4,602
繰延税金資産	1,078	退職給付に係る調整累計額	△161
その他	2,262	新株予約権	31
貸倒引当金	△585	非支配株主持分	326
資 産 合 計	130,526	純 資 産 合 計	57,609
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	130,526

連結損益計算書

(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		233,153
売上原価		210,525
売上総利益		22,627
販売費及び一般管理費		12,922
営業利益		9,705
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	73	
不動産賃貸料	110	
持分法による投資利益	201	
為替差益	235	
物品売却収入	107	
スクラップ売却益	181	
その他	286	1,258
営業外費用		
支払利息	198	
物品購入費用	62	
その他	189	450
経常利益		10,513
特別利益		
—	—	—
特別損失		
臨時損失	199	
関係会社株式評価損	59	258
税金等調整前当期純利益		10,254
法人税、住民税及び事業税	3,196	
法人税等調整額	73	3,269
当期純利益		6,985
非支配株主に帰属する当期純利益		△108
親会社株主に帰属する当期純利益		7,093

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日)
(至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年1月1日 期首残高	2,144	5,624	41,020	△2,027	46,761
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,280		△1,280
親会社株主に帰属する当期純利益			7,093		7,093
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		4	5
連結範囲の変動			△334		△334
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	5,478	3	5,482
平成29年12月31日 期末残高	2,144	5,625	46,498	△2,023	52,244

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合	
	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額				その他の包括利益累計額合計
平成29年1月1日 期首残高	745		4	4,008	△187	4,570	-	241	51,573
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当						-			△1,280
親会社株主に帰属する当期純利益						-			7,093
自己株式の取得						-			△0
自己株式の処分						-			5
連結範囲の変動				53		53		190	△89
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△189		7	540	25	383	31	△106	308
連結会計年度中の変動額合計	△189		7	593	25	437	31	84	6,035
平成29年12月31日 期末残高	555		11	4,602	△161	5,008	31	326	57,609

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………19社

SIIX (Shanghai) Co., Ltd.、SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.、
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.、SIIX H.K. Ltd.、SIIX TWN Co., Ltd.、
SIIX Singapore Pte. Ltd.、SIIX Bangkok Co., Ltd.、
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.、SIIX Logistics Phils, Inc.、
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、
SIIX REALTY HOLDINGS INC.、PT SIIX Electronics Indonesia、
PT. SIIX EMS INDONESIA、SIIX Europe GmbH、SIIX EMS Slovakia s.r.o.、
SIIX U.S.A. Corp.、SIIX Phils., Inc.、シークスエレクトロニクス株式会社

なお、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.は重要性が増したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数……………8社

SIIX HUBEI Co., Ltd.、SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED、PT. SIIX Trading Indonesia、
SIIX Hungary Kft.、SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、SIIX do Brasil Ltda.

非連結子会社8社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社

KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数……………8社

SIIX HUBEI Co., Ltd.、SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、
SIIX VIETNAM COMPANY LIMITED、PT. SIIX Trading Indonesia、
SIIX Hungary Kft.、SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、SIIX do Brasil Ltda.

- (3) 持分法を適用しない関連会社の数……………10社
 Takaya SIIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.,
 Hefei Midea-SIIIX Electronics Co., Ltd.、
 Guangdong Midea-SIIIX Electronics Co., Ltd.,
 Bando SIIIX Ltd., SIIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD.,
 DELSA, INC., 他4社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① たな卸資産

当社および国内連結子会社……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社……………主として移動平均法による低価法

② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………主として期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

③ デリバティブの評価基準および評価方法……………時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……………定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……………定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 当社および国内連結子会社……定額法を採用しております。
 ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。
- 在外連結子会社……定額法を採用しております。
- ③ リース資産……・所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社および国内連結子会社では売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社では、主として個別に算定した回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

③ ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

表示方法の変更にに関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「物品購入費用」は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「物品購入費用」は61百万円であります。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 30,184百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 非連結子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。 | |
| SIIX HUBEI Co., Ltd. | 587百万円 |
| 3. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。 | |

連結損益計算書に関する注記

1. 臨時損失

スロバキア・ニトラ市の外国人労働者の労働許可の取扱い変更にともない、多数の工場従業員が国外退去処分となることで一時的に労働力が不足したため、一部の顧客のビジネスについて、当社グループの他工場へ生産移管したことに對するロジスティック費用等を当社グループが負担したことにより発生したものであります。

2. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社の連結子会社が保有する関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	25,200,000	—	—	25,200,000

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	640百万円	26円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月31日
平成29年8月10日 取締役会	普通株式	640百万円	26円00銭	平成29年6月30日	平成29年9月4日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	640百万円	26円00銭	平成29年12月31日	平成30年3月30日

4. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 8,991株

5. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、売掛金滞留資料等で取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことでリスク軽減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。一部の外貨建借入金の為替変動リスクに対しては通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	10,645	10,645	－
(2) 受取手形及び売掛金	47,131	47,131	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,341	1,341	－
(4) 買掛金	(33,988)	(33,988)	－
(5) 短期借入金	(12,105)	(12,105)	－
(6) 転換社債型新株予約権付社債	(5,995)	(7,194)	△1,199
(7) 長期借入金	(7,097)	(7,011)	85
(8) デリバティブ取引	(43)	(43)	－

(*) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、および(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(5) 短期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金(1,277百万円)を除いて表示しております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格にもとづいております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理対象とされており(下記(8) デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金の額を含めて表示しており、時価を算定しております。

(8) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、その他に当社グループは当連結会計年度において、先物為替予約等のデリバティブ取引を行っております。為替予約の振当処理を行っているものを除き、契約額等と時価等の差額については当連結会計年度において時価評価を行い、その結果計上したデリバティブ債務の金額は43百万円であります。時価の算定方法は先物相場もしくは取引金融機関または取引所から提示された価格によっており、1年を超える契約の取引はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
非上場株式（連結貸借対照表計上額244百万円）および関係会社株式（連結貸借対照表計上額982百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。平成29年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は60百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
525	1,530

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。
- (1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。
 - (2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,324円67銭
1 株当たり当期純利益	288円02銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	271円52銭

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,967	流 動 負 債	18,275
現 金 及 び 預 金	129	買 掛 金	11,411
受 取 手 形	1,428	短 期 借 入 金	4,320
売 掛 金	16,724	1年内返済予定の長期借入金	820
商 品	2,044	未 払 法 人 税 等	274
前 渡 金	13	未 払 金	486
前 払 費 用	44	未 払 費 用	698
未 収 入 金	1,615	前 受 り 金	113
短 期 貸 付 金	920	預 り 金	149
繰 延 税 金 資 産	48	そ の 他	2
そ の 他 資 産	28	固 定 負 債	11,244
貸 倒 引 当 金	△30	新 株 予 約 権 付 社 債	5,995
固 定 資 産	21,026	長 期 借 入 金	4,885
有 形 固 定 資 産	2,333	長 期 未 払 金	132
建 物	1,039	繰 延 税 金 負 債	213
工 具、器 具 及 び 備 品	37	そ の 他	17
土 地	1,255	負 債 合 計	29,519
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	488	株 主 資 本	13,983
ソ フ ト ウ エ ア	111	資 本 金	2,144
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	372	資 本 剰 余 金	5,625
そ の 他	4	資 本 準 備 金	1,853
投 資 其 他 の 資 産	18,205	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,772
投 資 有 価 証 券	1,237	利 益 剰 余 金	8,238
関 係 会 社 株 式	8,305	利 益 準 備 金	34
出 資 金	36	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,203
関 係 会 社 出 資 金	8,289	別 途 積 立 金	1,700
長 期 貸 付 金	57	繰 越 利 益 剰 余 金	6,503
長 期 前 払 費 用	2	自 己 株 式	△2,023
前 払 年 金 費 用	311	評 価 ・ 換 算 差 額 等	459
差 入 保 証 金	7	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	448
そ の 他 資 産	543	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	11
貸 倒 引 当 金	△585	新 株 予 約 権	31
資 産 合 計	43,994	純 資 産 合 計	14,474
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,994

損益計算書

(自 平成29年 1月 1日)
(至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		82,658
売 上 原 価		78,800
売 上 総 利 益		3,857
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,042
営 業 利 益		815
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,861	
為 替 差 益	2	
雑 収 入	50	1,914
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
支 払 手 数 料	6	
雑 損 失	45	76
経 常 利 益		2,653
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,328	1,328
税 引 前 当 期 純 利 益		1,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	382	
法 人 税 等 調 整 額	△15	367
当 期 純 利 益		958

株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日)
(至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 計	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成29年1月1日期首残高	2,144	1,853	3,771	5,624	34	1,700	6,826	8,560
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				-			△1,280	△1,280
当期純利益				-			958	958
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分			0	0				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	△322	△322
平成29年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,772	5,625	34	1,700	6,503	8,238

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ハッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成29年1月1日期首残高	△2,027	14,301	136	4	140	-	14,442
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△1,280			-		△1,280
当期純利益		958			-		958
自己株式の取得	△0	△0			-		△0
自己株式の処分	4	5			-		5
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			311	7	318	31	349
事業年度中の変動額合計	3	△317	311	7	318	31	31
平成29年12月31日期末残高	△2,023	13,983	448	11	459	31	14,474

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(3) デリバティブの評価基準および評価方法…時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

(3) ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法とは異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | | |
|----|---|----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 780百万円 |
| 2. | 保証債務 | |
| | 子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。 | |
| | SIIX EMS PHILIPPINES, INC. | 1,290百万円 |
| | SIIX HUBEI Co., Ltd. | 587百万円 |
| | SIIX COXON PRECISION PHILS., INC. | 339百万円 |
| | SIIX U.S.A. Corp. | 203百万円 |
| | SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. | 9百万円 |
| | 子会社のリース会社との取引に係るリース債務に対して次のとおり保証をしております。 | |
| | シークスエレクトロニクス株式会社 | 336百万円 |
| 3. | 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| | 短期金銭債権 | 8,822百万円 |
| | 長期金銭債権 | 67百万円 |
| | 短期金銭債務 | 2,246百万円 |
| 4. | 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末日は金融機関の休日のため、次のとおり期末日の満期手形が期末残高に含まれております。 | |
| | 受取手形 | 167百万円 |
| 5. | 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。 | |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引の取引高
売上高 34,168百万円
仕入高 19,738百万円
営業取引以外の取引高 1,891百万円
2. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	573,002	170	1,242	571,930

(変動事由の概要)

増減の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買い取りによる自己株式の増加	170株
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による自己株式の減少	1,242株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	449百万円
たな卸資産評価減	20百万円
貸倒引当金	188百万円
関係会社出資金評価損	1,614百万円
減損損失	147百万円
その他	104百万円
繰延税金資産小計	2,524百万円
評価性引当額	△2,398百万円
繰延税金資産合計	125百万円

(繰延税金負債)

退職給付引当金	△95百万円
その他有価証券評価差額金	△189百万円
繰延ヘッジ損益	△5百万円
繰延税金負債合計	△290百万円
繰延税金資産の純額	△164百万円

関連当事者との取引に関する注記
子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
子会社	シークス エレクトロニクス 株式会社	所有 直接 100.00%	資金の援助	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	- 9	短期貸付金 その他 流動資産	920 0
	SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2) 増資の引受 (注3)	5,578 562	売掛金 -	1,677 -
	SIIX HUBEI Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	587	-	-
	SIIX H.K. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2) 商品の仕入 (注2)	7,969 3,354	売掛金 買掛金	1,567 596
	SIIX Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の仕入 (注2)	2,486	買掛金	453
	SIIX Bangkok Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	4,619	売掛金	807
	SIIX Logistics Phils, Inc.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	5,132	売掛金	1,286
	SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	1,290	-	-
	SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.	所有 直接 55.00%	資金の援助	債務保証	339	-	-
	SIIX Hungary Kft.	所有 直接 100.00%	資金の援助	増資の引受 (注3)	2,537	-	-
SIIX U.S.A. Corp.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	2,733	売掛金	661	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. シークスエレクトロニクス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、一括返済としており、1年内に返済予定です。なお、担保は受け入れておりません。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の結果決定しております。
 3. SIIX (Shanghai) Co., Ltd.およびSIIX Hungary Kft.に対する増資の引受については、当該子会社が実施した増資を全額引受けたものであります。
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	586円46銭
1 株当たり当期純利益	38円92銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	36円69銭

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

シークス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 重田 象一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重田 象一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役 友 田 雅 之 ㊟

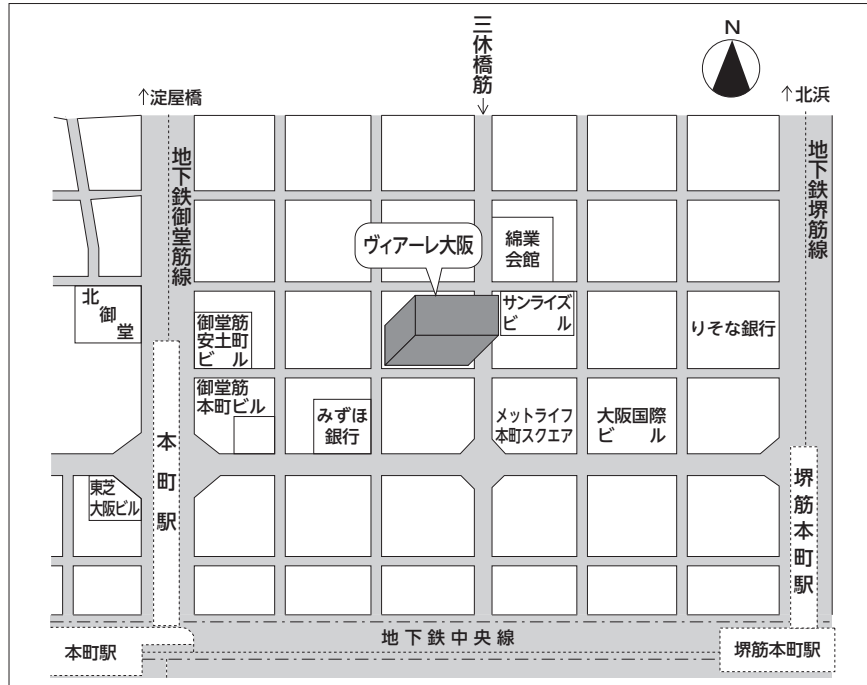
社外監査役 富 山 浩 司 ㊟

社外監査役 石 橋 正 紀 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階
クリスタルルーム



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①または③号出口
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑱号出口
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。